

令和2年3月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和2年3月24日(火) 午後2時00分～午後3時15分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

浜野教育振興部長	植和田教育総務課長
秋原指導理事	鹿田教育総務課総務係長
森下学校教育課長	
井上学校教育課指導担当課長	
瀬野学校教育課主幹	
飯田市民文化環境部地域づくり支援課長	
谷市民文化環境部地域づくり支援課公民館担当課長	
小東市民文化環境部図書館課長	

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和2年2月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動に係る報告事項を資料に基づき報告

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

(学校教育課)

① 行事予定について

② 新型コロナウイルス感染症対応について

③ 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の2月の通級・相談等の状況について

(地域づくり支援課)

① 行事予定について

(図書館課)

① 舞鶴市図書館協議会意見書について

② 東図書館、西図書館の行事予定について

(質問・意見)

(荻野委員)

新型コロナウイルス感染症対応について。

休校措置のなかで、学校が相談窓口となっているとのことだが、子どもたちの心境や問題点などについて相談はあったのか。

そして、放課後児童クラブへの学校職員の支援とあるが、具体的にどのような形で行われたのか伺いたい。

(森下学校教育課長)

一点目の休校に伴っての相談については、平日は学校に職員がいるので学校が窓口となり、休日は教育委員会で公用携帯を持ち、対応している。相談件数については学校への確認はできていないが、教育委員会へ入った相談は5、6件程度であった。相談の内容は、主には放課後児童クラブの利用についてのものであった。

二点目の放課後児童クラブへの学校職員の支援については、特別支援教育の支援員さんへ、放課後児童クラブの対応のお願いを打診し、数人がそちらへ回っていただいた状況である。

(堀尾委員)

新型コロナウイルス感染症対応について。

現在、私立幼稚園では、登園するかしないかを各家庭に任せる自由登園という形をとっているところもある。各行事についても中止の方向で考えられている。先ほど図書館課からの行事報告で、4月からの幼児対象の企画も考えておられるようだ。子ども園や、保育所も開園されていると思うが、園児の体調、先生方の負担については大丈夫なのか。

(森下学校教育課長)

それについては担当が幼稚園・保育所課となる。

(奥水教育長)

新型コロナウイルス感染症対応について補足させていただく。

対応については、先程説明させていただいた通りだが、基本的な考え方は市の対策本部会

議で出される方針に沿って教育委員会も対応を考えている。誰も経験したことのない前代未聞の事態なので、対応については手探りの状態ではあるが、あくまで基本は市の方針に沿って対応を考えていく。最初に申し上げたとおり、市で少し自粛が緩和されたので、春休みから中学校の部活動については一部再開をしていく。今後も市の方針に沿った形で対応していくということをご理解いただきたい。

(荻野委員)

「明日葉」・「いじめ相談室」の2月の通級・相談等の状況について

訪問支援の欄については、回数という理解でよいか。また、通級の子どもたちと、訪問支援の子どもたちが重なっている場合があるのかどうか。そして、訪問支援というのは家庭へ訪問するということか。訪問されるまでの取組みや、その内容について教えていただきたい。

(井上学校教育課指導担当課長)

訪問支援については、回数である。次に、通級支援と訪問支援の児童・生徒が重なっているかについては、通級の申請はしているが、なかなか来ることができないといった児童・生徒がいる。そのため、ご家庭へ訪問してもいいかという理解を保護者に取り、家庭へ行かせてもらっている。なかなか学習にまで踏み込むことは難しいが、児童・生徒との関わりを大事にしているので、顔を見て話すということが大切であることから、訪問させていただいている。

4 議事

(教育長)

第8号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市教育委員会基本規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いします。

(植和田教育総務課長)

舞鶴市公民館条例の改正、図書館条例の改正に伴い、教育長の任務から公民館長等の任免や図書館協議会委員の委嘱を削除する等所要の改正が必要なため、舞鶴市教育委員会基本規則の一部改正を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第8号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第9号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」の上程について説明をお願いします。

(植和田教育総務課長)

舞鶴市公民館条例の改正、舞鶴市図書館条例の改正に伴い、舞鶴市教育委員会の権限に属する事務を舞鶴市長の補助機関である職員に補助執行させる事務のうち、「公民館に関すること」及び「図書館に関すること」を削除する改正が必要なため、舞鶴市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第9号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第10号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」の上程について説明をお願いする。

(瀬野学校教育課主幹)

職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の改正により、教育職員の勤務時間の管理を服務監督教育委員会の規則等により定めることとされたことに伴い、舞鶴市立学校に勤務する教育職員の勤務時間外において業務を行う時間の上限など必要な事項を定めるため、本規則を制定するもので、本規則制定にあたり、舞鶴市教育委員会規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第10号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第11号議案、令和2年3月24日提出の「学校教育指導主事等の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定について」の上程について説明をお願いする。

(森下学校教育課長)

舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例が令和2年4月1日に廃止されることに伴い、学校教育指導主事等の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第11号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第12号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市公民館条例施行規則の廃止について」の上程について説明をお願いする。

(谷市民文化環境部公民館担当課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、舞鶴市公民館の設置、管理及び廃止に関する権限を教育委員会から市長へ移行するにあたり、舞鶴市公民館条例施行規則の廃止を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第12号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第13号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市立図書館規則の廃止について」の上程について説明をお願いする

(小東市民文化環境部図書館課長)

舞鶴市立図書館条例の改正に伴い、図書館の設置等に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとし、新たに市長の権限で図書館条例施行規則を制定するため、現在施行されている規則を廃止するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第13号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第14号議案、令和2年3月24日提出の「個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(公民館関係)の廃止について」の上程について説明をお願いする。

(谷市民文化環境部公民館担当課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、舞鶴市公民館の設置、管理及び廃止に関する権限を教育委員会から市長へ移行するにあたり、個人演説会開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用額(公民館関係)の廃止を行うことについて、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第14号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第15号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いする。

(植和田教育総務課長)

舞鶴市公民館条例の改正、舞鶴市図書館条例の改正に伴い、補助執行させる場合における教育長決裁事項及び個別専決事項の「市民文化環境部地域づくり・文化スポーツ室 地域づくり支援課」の一部改正及び「同室図書館課」の部分を削除する改正が必要なため、舞鶴市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第15号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第16号議案、令和2年3月24日提出の「舞鶴市教育委員会事務局等におけるインターネット・システムの利用等に関する規定の一部を改正する訓令制定について」の上程について説明をお願いする。

(森下学校教育課長)

舞鶴市インターネット・システム等の利用等に関する規程一部を改正する訓令が令和2年4月1日に施行されることに伴い、舞鶴市教育委員会事務局等におけるインターネット・システムの利用等に関する規程の一部を改正する訓令を制定するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第16号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第17号議案、令和2年3月24日提出の「学校の重点について」の上程について説明をお願いする。

(植和田教育総務課長、井上学校教育課指導担当課長)

「令和2年度学校教育の重点」を策定するに当たり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第1号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(荻野委員)

令和2年度学校教育の重点について。

中学生の学びを小学生が聞いたり、あるいは高校生の深い学びを中学生が聞くということは、教育的な学びが大変大きい。舞鶴高専の生徒が取り組んでいる、舞鶴の地域おこしなどについて、中学校の生徒が教えてもらったり一緒に考える機会があれば、それが大きなヒントとなり、自分たちの暮らす地域をより良くしていこうというところに繋がる一つの材料となることもあると思う。ぜひそういう柔軟な取り組みができるよう支援をお願いしたい。

(教育長)

第 17 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

5 その他

次回の定例教育委員会は、4月21日(火)午後2時から開催することを確認

6 閉会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録